

第1. 問1.

1. Aの1st. 契約の下の無効の事から, B債権の下の移転の事と主張する者として。契約の2, 発生する事不明確な, CのAに於ける債権の移転債権と主張する旨の契約の下に。2nd. 民法(以下略) 466条の6第1項, 債権の移転は債権の譲渡と認めらる。また, 債務者債権の譲渡に利益を不害するものとの問題から, 明確定する事とす。民法の趣旨に反するものとして認められ, 有効と解する。

3rd. 民法(以下略) 466条の6第1項, 債権の移転は債権の譲渡と認めらる。また, 債務者債権の譲渡に利益を不害するものとの問題から, 明確定する事とす。民法の趣旨に反するものとして認められ, 有効と解する。

4th. 2025年12月10日, 同年12月31日までに生じたCのAに於ける債権の移転債権と明確定する事とす。また, 発生する事不明確な, 発生原因不明な, Aの契約の下の基となる債権の移転と不履行の弁済の事, と明確定する。3rd. 民法の趣旨に反するものとして認められ, 有効と解する。

5th. 契約の3は有効とす。上記Aの主張を認めず。2nd. Aの1st. B債権の移転債権の移転の相殺する旨の意思表示は行なわれなかった。相殺の要件は, ① 同種・同種類の債権, ② 相殺の通知がなされ(505条1項)。

3rd. A債権のB債権の移転債権の移転(1)。

4th. A債権の履行期, 2023年12月31日。既に到来した。1st. B債権の移転債権の移転(2)は, 主債務の代位弁済と認められ(505条1項)と解する。3rd. CのBに於けるAの債権の移転と弁済の事, 2024年10月1日, 2025年8月10日とす。3rd. 民法の趣旨に反するものとして認められ, 有効と解する。

5th. 2024年10月1日, 2025年8月10日とす。3rd. 民法の趣旨に反するものとして認められ, 有効と解する。

第

問

注釈の一覧:再チャレ 第二回 サンプル答案 その2.pdf

ページ:1

-
- 番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 11:40:50
冒頭に簡単に請求原因事実を指摘してください。
その上で、記載いただいたそれぞれの反論が、なぜ有効な反論となるのか、当該反論の効果（権利の発生を障害するのか、権利の行使を阻止するのか、権利を消滅させるのか）を指摘して説明してください。
-
- 番号:2 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 21:05:54
大した論点ではないので、もう少し簡潔な論述（崩した三段論法）でも良いと思います。
-
- 番号:3 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 21:06:13
譲渡目的物の特定を欠く場合は、公序良俗に基づいて無効というよりは、売買契約が成立するための本質的な要素を欠いており、契約自体不成立、と理解する方が正確です。
-
- 番号:4 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 21:06:22
求償権の発生原因のうち、連帯保証債務が明示されていないので、特定として不十分です。
-

[illegible]

2
3.5.3.3. 根据①、②抗辩理由，A应认定B的诉讼请求
应予驳回。2020年10月25日，是德与B（4672
222）。A应认定，2021年4月1日，B应认定A应认定B
应予驳回。2021年4月1日，B应认定A应认定B
应予驳回。

其次，債權轉移前，相對道義的告知是必要的。在
12 4693-27.7，相較、担保的確能以此作為
13 保護之重視也。相較、產品表示的點之相對道義
14 之告知是必要的。

15 乙方知悉, 本协议, 现时立即生效, α, β 7 共 12 履行期 12

16 次, 相投 12 次。

18 (Loren, B. 1971) 2 人 借款 於 4 月 20 日 獲 准 額 1 相 殺 除 以
A 人 主 張 其 認 為 542.

第2. 問 2.

1. 对¹， 命题2的解除12与A、B的意思是： 无新增政策
 禁止条款与通用好²的含义， 命题①²， 甲乙地³附
 了建和所有月⁴， 管理借款⁵2222⁶， A和B承担⁷
 甲乙地⁸人⁹建¹⁰后¹¹增¹²改¹³以¹⁴合¹⁵， B¹⁶无¹⁷催¹⁸答¹⁹一²⁰

ページ:2

-
- 番号: 1 作成者: s-matsuura タイトル: ノート注釈 日付: 2023/08/18 11:42:46
なぜ「対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権」であることを検討すべきなのかを、条文の文言を用いて説明しましょう。
-
- 番号: 2 作成者: s-matsuura タイトル: ノート注釈 日付: 2023/08/17 22:25:17
文章として意味のない「そうすると、」となっていますので、不要です。
細かい事ですが、こういう無駄な接続語等を削っていくことは、ひいては紙面・時間の節約につながりますので、無駄のない文章を意識してみましょう。
-
- 番号: 3 作成者: s-matsuura タイトル: ノート注釈 日付: 2023/08/18 11:43:37
ここは、469条1項の趣旨に関わる場所ですので、↑の検討に際して言及できると直良いですね。
-

本例中, A 和 B 在同一个大规模改装工程进行中。A 和 B 的改装工程同时进行。B 的改装工程比 A 的改装工程先进行。B 的改装工程比 A 的改装工程先进行。B 的改装工程比 A 的改装工程先进行。A 的改装工程比 B 的改装工程先进行。

2. 在 A 中, B 是断言, 乙建物在 E 中流溪子 u 中 F , 甲乙地
与 B 有 u 子 u 之了。

無断取捨の、集約借取の解除事由は(6)条2項)より
 1. 17, 20条より、契約①の解除。主張(1)より否之す。
 2. 18, 21条より、集約借取の継続の要否に否という側面あり。
 3. 19, 22条より、信託了等(1)年経入事情の2つ組合ひ。
 4. 17, 20, 21条より、解除事由に乏しき。解除を主張して解了。
 5. 23条より、特許人事情の有無を検討す。

事件已了，资料已归档，存在（已）已了事情好了。

[illegible]

229. 同情心 念地心。如此，無常，一輕質の物なり，
 端之より天より雲より整之の明の物なり。此の如くなり。A
 Aの如く有る乙の如く有る（云々）とては同様の事なり。

取、取装の7477, 同本石瓦宗国々々々々々々-0788888
 取、取装の7477, 同本石瓦宗国々々々々々々-0788888
 外、窓枠等には~~手力加之石~~~~手力加之石~~, 外壁に塗装工事
 行、取装の7477, レストラン使用済みの2498888 (27号は498888)

ページ:3

-
- 番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 12:08:35
違反したから、どうなるのでしょうか?解除が認められるという趣旨なのであれば、その旨を明記してください。
-
- 番号:2 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 21:08:48
無断転貸ではなく、賃借権の無断譲渡ですね。
-
- 番号:3 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 21:05:03
同情の余地がある、という評価を真正面から書くのではなく、信頼関係が破壊されているかどうか、という観点から評価してみてください。
-
- 番号:4 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 21:08:27
無断増改築禁止条項違反と、賃借権の無断譲渡は、別々に解除原因を構成しますので、信頼関係破壊の事情も、自ずとそれぞれの解除権の性質に照らして、摘示すべき事情が異なります。
ですので、増改築関係と無断転貸とは、信頼関係破壊の事情についても、別々に検討すべきでしょう。

(第 問)

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
この提議は正しい。第1に、この上では、補修工は、
増設工と一緒に進められた。また、この増設工は、個
理師の存在が営業に必要と認められ、必要かつ合理的な工
事、

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
したがって、Bは不利な立場に置かれた。この「解除」の
権利は認められ、

したがって、Bは解除を認められ、

46P

番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 21:16:25
問題の無い要件ですので、これくらいの端的な記述で良いですね。

番号:2 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 21:09:19
事業の執行とは、と書くと定義を書いているかのように見えるので、「事業執行性の判断は、～」と書く方が良いかと思います。

番号:3 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 21:11:43
Cがアルバイトであることは、Dから見て分かるでしょうか。
Dの立場から見てCはどのような権限を持っているように見えたか、という観点から評価してみてください。

~~このように、具体的な~~ ことでは、~~その~~ 相違
を注意して行っているように、~~その~~ 非常に深刻な
た。数々の^{事例}を受けて、今後、下等遊民の行動
を抑制するに上り、慣習の生活に促すこと、~~知事~~
が団体の活動に反対した。

44. 使用者責任の免除は、~~その~~ 趣旨から、~~その~~ 従来、人権の侵害に与つて明瞭に示され、~~その~~ 具体的な対策を講じた義務が使用者以下に解した。

(72877, ⑤) 与 2.2 本子。

以上、次のように、使用者責任の基つて、(50名)の損害賠償請求を行うことは、合理的である。

2. 次は、Dm 512 以外、~~東京府警署~~ 安全配慮
義務違反に基づく損害賠償請求（415 万円）が行
われたことによる。

当該義語人から受け取った力、契約の条々を基に
 当該人から受け取った利益や損失の発生期間、人権の
 行使の可否、契約の内容、行随義務の発生、相手方の身体力
 財力等の調査、その結果から安全配慮義務の発生、その
 解除、契約締結前からの状況、交渉の程度などから段
 々事件の進行、契約の善悪の判断、信義則（1条2項）
 上、同様に義語人から受け取った力、

番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 18:33:18
本問で安全配慮義務違反を検討する必要はないでしょう。

(カ), ~~第~~ 従来 $A \rightarrow B$ (カ) 和 PQ と Q しか 本質
 品人 係 係 事 務 行, 在之, (50) 加 入 数 令 今 受 限
 以 後, 行 加 入 数 未 也. D 及 B 及 C へ 係 事 務 負 力 也 一
 行 了 事 務 也. B 及 C , 安 全 配 置 係 事 務 行 ~~及~~ 一
 係 事 務 行.

4
2. 2.

18 Aを主として作り、Bは6月1日開業する。①東京の
19 子から、180万円の米価を4か月に定額で支払う。
20

2. ~~the~~ ^{that}, B以 7th. 数令的万日主相较好。E. 反法
进行22方一否之十子也，数令只 能人 ~~A和盖~~ 加。指果
人 ~~集借~~ 人 22个信 2个担保 2个的 = 52 七-7-74, 第
信人 63 相较 2 行 = 502 2274 (6225. 2 3222)。

[illegible]

必要事項、通常の使用による生じた~~貸借関係~~
の物の修繕費等、 ≤ 72 (606条1項)。修繕費、
貸借人使用収益を主目的として、必要費支出
義務あり。貸借人、修繕費 ≤ 72 貸借人
に通知し、かつかかる旨を、貸借人へ修繕了旨を
通知し、場合、貸借人へ修繕了旨を、返却合意に、
貸借人へ修繕費 ≤ 72 (607条1項1号)。

[illegible]

18 1. 已知 $A = \begin{pmatrix} 1 & 2 \\ 3 & 4 \end{pmatrix}$, $B = \begin{pmatrix} 4 & 3 \\ 2 & 1 \end{pmatrix}$, 求 $A+B$ 和 AB .

19 ~~その~~ 中、(10万回に一回) 未だ変換。相殺して、
20
21 (カ、未だ70万回変換したため、債務不履行の解
除はない。

[illegible]

595,

番号:1 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 19:11:08
必要費の定義、根拠条文は確認しておいてください。

番号:2 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 21:10:52
必要費償還請求権(608条1項)の発生要件としてそもそも必要でしょうか。

番号:3 作成者:s-matsuuraタイトル:ノート注釈 日付:2023/08/18 19:12:54
使用不能時の家賃の発生をどう考えるか、という論点が落ちてしまいましたね。
